吸収分割に係る事前開示書類

2022年11月28日

凸版印刷株式会社

トッパン・フォームズ株式会社

2022年11月28日

吸収分割に係る事前開示書類

（吸収分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項
吸収分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項）

東京都台東区台東一丁目5番1号
凸版印刷株式会社
代表取締役社長　　麿　秀晴

東京都港区東新橋一丁目7番3号
トッパン・フォームズ株式会社
代表取締役社長　　添田　秀樹

凸版印刷株式会社（以下「甲」又は「吸収分割会社」といいます。）及びトッパン・フォームズ株式会社（以下「乙」又は「吸収分割承継会社」といいます。）は、2022年11月24日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2023年4月1日として、甲の情報コミュニケーション事業本部セキュア事業部が営む事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、乙の普通株式22,698,000株を交付します。交付される株式の数につきましては、乙が甲の完全子会社であることを踏まえ、甲及び乙が協議の上で決定したものであり、相当であると判断しております。また、本吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しません。当該取扱いは、本吸収分割後における乙の事業内容及び承継対象となる権利義務の内容に照らして、相当であると判断しております。

3. 会社法第758条8号に関する事項

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙２に記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別紙３に記載のとおりです。

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙４に記載のとおりです。

(2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別紙５に記載のとおりです。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 甲の債務の履行の見込みについて

本吸収分割後の甲の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
また、本吸収分割の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。
以上より、本吸収分割の効力発生日以後における甲の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 乙の債務の履行の見込みについて

本吸収分割後の乙の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
また、本吸収分割の効力発生日以後において、乙が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における乙の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上



吸収分割契約書

凸版印刷株式会社（以下「甲」という。）及びトッパン・フォームズ株式会社（以下「乙」という。）は、2022年11月24日、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲の情報コミュニケーション事業本部セキュア事業部が営む事業（以下「本事業」という。）に関して甲が有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社
（商号）凸版印刷株式会社
（住所）東京都台東区台東一丁目5番1号

(2) 乙：吸収分割承継会社
（商号）トッパン・フォームズ株式会社（但し、効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）付で「TOPPANエッジ株式会社」に商号を変更予定。）
（住所）東京都港区東新橋一丁目7番3号

第3条（権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾等を要するものについては、効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）までに当該許認可、承諾等が得られることを条件として承継する。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、併存的債務引受の方法による。甲は、承継対象権利義務に含まれる債務について履行その他の負担をしたときは、乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、承継対象権利義務に代わる対価として、乙の普通株式22,698,000株を交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する乙の株主総会決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）を求める。

第8条（競業避止）

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わないものとする。

第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本吸収分割の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2022 年 11 月 24 日

甲：　東京都台東区台東一丁目 5 番 1 号
凸版印刷株式会社
代表取締役社長　　麿　秀晴

乙：　東京都港区東新橋一丁目 7 番 3 号
トッパン・フォームズ株式会社
代表取締役社長　　添田　秀樹

別紙

承継対象権利義務明細

効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。

1. 資産

(1) 流動資産

効力発生日において本事業に関連する現金、預金、売掛金、契約資産、棚卸資産その他の流動資産

(2) 固定資産

① 有形固定資産

(i) 土地

下表記載の土地

No.	所在	地番
1	兵庫県加東市河高黒石	355-17
2		355-47
3		355-48
4	埼玉県比企郡嵐山町花見台	6番2（但し、本事業に関連する部分に限る。なお、当該部分に係る所有権移転登記の申請までに当該部分とそれ以外の部分に分筆を行うものとする。）
5		6番3（但し、本事業に関連する部分に限る。なお、当該部分に係る所有権移転登記の申請までに当該部分とそれ以外の部分に分筆を行うものとする。）

(ii) 建物・構築物

下表記載の建物及び構築物並びにこれらの付帯設備

No.	呼称	所在地番	家屋番号	種類	構造	課税床面積(㎡)
1	嵐山工場工場棟及び	埼玉県比企郡嵐山町	6番2	工場等	鉄筋コン	24.00
2			6番2	工場等	鉄骨A	45.00
3			6番2	工場等	鉄骨鉄筋	4,681.26

4	厚生棟	花見台6番地2	6番2	事務所	鉄骨鉄筋	472.16
5			6番2	工場等	鉄骨A	35.70
6			6番2（10）	事務所	鉄骨A	526.51
7			－	事務所	鉄骨A	413.57
8		埼玉県比企郡嵐山町花見台6番地3	6番2	事務所	鉄骨A	113.90
9			－	工場等	鉄筋コン	39.56
10			－	工場等	軽量鉄骨A	60.28
11	滝野証券工場工場棟	兵庫県加東市河高黒石355-17	－	工場	鉄筋	9,499.34
12			－	工場	鉄筋	11,985.77
13	滝野証券工場関連施設		－	ボイラー室	鉄骨造	80.00
14			－	倉庫	鉄骨造	56.00
15			－	守衛所	プレハブ	15.23
16			－	倉庫	プレハブ	50.00
17			－	倉庫	鉄骨造	682.08
18	情コミ2工場	埼玉県新座市野火止7丁目445-11	445-11	倉庫	SRC	9,596.72
19			445-11	倉庫	SRC	12,755.21
20			445-11	工場	SRC	15,252.35
21			445-11	倉庫	鉄骨造	706.50
22	AIS棟		－	工場	鉄骨造	2,711.55
23	情コミ3工場		－	工場	RC	11,267.35
24			－	工場	RC	10,467.50

(iii) その他

効力発生日において本事業に関連する機械装置、車両運搬具、工具器具備品等の有形固定資産

② 無形固定資産

効力発生日において本事業に関連する著作権、ノウハウ、ソフトウエア等の無形固定資産。但し、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権、並びにこれらの登録を受ける権利を含み、以下同様とする。）を除く。

③　投資その他の資産

(i)下表記載の関係会社の株式及び(ii)効力発生日において本事業に関連する投資有価証券、出資金、長期前払費用等の投資その他の資産

No.	発行会社名	株式数
1	株式会社トッパンコミュニケーションプロダクツ	4,000,000 株
2	ティージーエス株式会社	2,000 株

2.　債務

(1)　流動負債

効力発生日において本事業に関連する預り金、前受金、仮受金

(2)　固定負債

効力発生日において本事業に関連する資産除去債務、繰延税金負債

3.　契約（雇用契約を除く。）

効力発生日において本事業に関連する契約（雇用契約及び甲が保有する産業財産権に係る契約（甲が産業財産権を第三者に実施許諾することに関する契約を含む。）を除く。）及びこれらの契約に基づく一切の権利義務。

4.　雇用契約

該当なし

5.　許認可等

法令上承継可能な本事業に関連する免許、許可、認可、承認、登録、届出等

２０２２年３月期

第６８期事業報告

（自 2021年４月1日　至 2022年３月31日）

トッパン・フォームズ株式会社

事業報告

（2021年４月1日から2022年３月31日まで）

１．当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社は持続的な成長の実現に向け、従来型のソリューションと最先端のデジタル技術を掛け合わせることで、独自性の高い新たな価値を提供する「デジタルハイブリッド」を軸とした成長戦略を実行し、市場におけるプレゼンスをさらに確固たるものとするとともに、グループ全体の構造改革およびＩＴ基盤の整備、社会課題解決を起点とした新事業の創出に取り組みました。

今後の成長領域の中核として位置付けるデジタルソリューション分野では、共通手続きプラットフォーム「ＡＩＲＰＯＳＴ（エアポスト）」やハイブリッド配信ソリューション「ＥｎｇａｇｅＰｌｕｓ（エンゲージプラス）」などの強化を図りました。さらに行政のＤＸを支援するデジタル・ガバメント関連の取り組みへも注力しました。

これらの取り組みにより、経済対策関連の一部縮小やビジネスフォーム（ＢＦ）およびその他印刷物などの需要減、新型コロナウイルス感染症が各事業に与えたマイナス影響などはあったものの、ワクチン接種関連などのデータ・プリント・サービス（ＤＰＳ）やＢＰＯの拡販、デジタルソリューションの拡大、イベントや感染症対策に関連するＩｏＴおよびサプライ・開発商品の取り込みに加え、構造改革やコスト削減などにより、増収増益となりました。

以上の結果、前事業年度に比べ売上高は 1.4%増の 1,816 億円、営業利益は 15.9%増の 26 億円となりました。また未使用賃借料や公開買付関連費用の発生などの影響により経常利益は 15.1%減の 60 億円、前期に計上した子会社支援損がなくなったことなどの影響により、当期純利益は 28.3%増の 33 億円となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

デジタルビジネス事業

＜売上高＞ １５３億円 前期比５．１％増

＜主要な事業内容＞ デジタルソリューション、ペイメントサービス、システム運用管理サービス、ＩｏＴ、カードなど

デジタルビジネス事業のうちデジタルソリューションでは、保険業界など金融機関向けサービスの拡販などにより、前年から増収となりました。

ＩｏＴでは、医薬品関連の一時的な反動減や店舗での商品管理用ＩＣラベルの発行数減少などがありましたが、新型コロナウイルス感染症関連や物流管理用のＩＣタグの取り込みなどにより、前年から増収となりました。

カードでは、入退室管理ＩＣカードやセキュリティ関連機器などの拡販はありましたが、新型コロナウイルス感染症による会員カード、ポイントカードの継続的な発行数減少により、前年から減収となりました。

以上の結果、デジタルビジネス事業全体の売上高は増収となりました。

インフォメーション・プロセス事業

＜売上高＞ １，４７８億円 前期比２．０％増

＜主要な事業内容＞データ･プリント･サービス（ＤＰＳ）、ビジネスプロセスアウトソーシング（ＢＰＯ）、ビジネスフォーム（ＢＦ）、その他印刷物など

インフォメーション・プロセス事業のうちＤＰＳでは、ワクチン接種関連通知物の取り込みや、金融機関・通信販売を中心としたダイレクトメール（ＤＭ）需要の回復などがありましたが、電子化に伴う減少や経済対策関連の一部縮小などにより、前年から減収となりました。

ＢＰＯでは、ワクチン接種関連や経済対策関連案件の取り込みに加え、行政機関を中心としたアウトソーシング需要の拡大により、前年から増収となりました。

ＢＦは、ワクチン接種関連帳票の取り込みや巣ごもり需要拡大に伴う運輸ラベルの増加はあったものの、金融機関を中心とした非対面手続きの促進などによる各種窓口帳票の減少や電子化に伴う数量減などの影響により、前年から減収となりました。

また各種パンフレットやカタログなど、その他の印刷物も前年から減収となりました。

以上の結果、インフォメーション・プロセス事業全体の売上高は増収となりました。

プロダクトソリューション事業

＜売上高＞　１８４億円　前期比５．８％減

＜主要な事業内容＞ サプライ品、機器類の販売・保守など

プロダクトソリューション事業では、イベントや感染症対策に関連するサプライ・開発商品の拡販、自治体向け機器の需要取り込みなどがありましたが、情報機器におけるスポット案件の反動減やサプライ・開発商品の低差益案件見直しに伴う売上減の影響などにより、前年から減収となりました。

（セグメント別売上高）

区　分	前　期		当　期		増　減	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	増減額(百万円)	増減率(%)
デジタルビジネス事業	14,571	8.14	15,316	8.43	744	5.11
インフォメーション・プロセス事業	144,970	80.93	147,865	81.41	2,895	2.00
プロダクトソリューション事業	19,581	10.93	18,452	10.16	△1,129	△5.77
合　計	179,123	100.00	181,634	100.00	2,510	1.40

(2) 資金調達の状況

当期の所要資金は主として事業収入および自己資金で賄いました。

(3) 当社の設備投資の状況

当期の設備投資の総額は 70 億円でした。

基幹システムの再構築に向け、ＥＲＰの導入を進めました。共通手続きプラットフォーム「ＡＩＲＰＯＳＴ」やハイブリッド配信ソリューション「ＥｎｇａｇｅＰｌｕｓ」についてはサービス拡大に向けた基盤構築を進めました。また、全国的に工場のデジタルプリンタ、インサータおよび印刷機を更新いたしました。

(4) 当社の対処すべき課題

当社は、「デジタルハイブリッド戦略を強力に推進し、デジタル社会における情報伝達や業務効率化の課題解決を通じて顧客体験価値を最大化する」を基本方針とし、トッパングループの連携を強化し総合力を発揮すべく、次の４つを経営課題とし、重点的に取り組んでまいります。

１．デジタルハイブリッド企業として広く社会に認められる存在になる
- ・コミュニティと社会をつなぐプラットフォームを構築し、デファクト化を目指す
- ・インフォメーションハンドリング分野でリーダーシップを発揮しＢＰＭ領域における独自のポジションを確立する
- ・デジタルケイパビリティ強化のために、ダイバーシティマネジメントの実践に努める

２．新しい社会に 新しい価値を提供するパイオニアとなる
- ・ニューノーマルにおけるニッチな社会課題を拾い、その解決に貢献する
- ・オープンイノベーションの世界に果断に踏み込み、独自性の高い新事業を創出する
- ・フロンティアの拡大は、創造性を最大に発揮し、制約条件なくチャレンジする

３．環境の激変に耐える より強靭な企業体質を創り上げる
- ・社員がのびのびと実力を発揮する真の働き方改革にかじを切り、エンゲージメントを高める
- ・事業ポートフォリオマネジメントの徹底により、経営効率を向上する
- ・グループの連携を、ＩＴの力等も活用しながら、さらに強化する

４．サスティナビリティをもたらす攻めのＣＳＲを実践する
- ・全員コンプライアンスの高い倫理観を持って誠実に行動し、社会からの信頼を高める
- ・進化し続けるデジタルビジネス時代に即したセキュリティと品質管理を追求し、社会に益となる製品・サービスの提供を継続する
- ・グリーン分野をはじめＳＤＧｓ達成に向けて行動する

(5)直前３事業年度の財産および損益の状況

区　分	第65期 2018年度	第66期 2019年度	第67期 2020年度	第68期 2021年度 (当事業年度)
売上高　百万円	179,591	181,955	179,123	181,634
経常利益　百万円	5,887	6,929	7,065	6,000
当期純利益　百万円	4,898	3,250	2,583	3,315
1株当たり当期純利益　円	44.14	29.29	23.28	29.87
総資産　百万円	207,257	202,899	207,188	204,734
純資産　百万円	163,769	162,578	164,396	164,585
1株当たり純資産　円	1,475.45	1,464.72	1,481.10	1,482.80

(6)重要な親会社および子会社の状況（2022 年３月 31 日現在）

① 親会社との関係

当社の親会社は凸版印刷株式会社であり、当社の議決権を 100％保有しております。当社と親会社の間には製品の売買取引があります。これらの取引条件につきましては、一般的に行われている取引条件と同一の基準を基本とし、市場価格を勘案したうえで合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。当社取締役会としては、当事業年度における親会社等との間の取引は、適正な条件により行われており、当社の利益を害さないものと判断しております。なお、当社と親会社との間に当社の重要な財務および事業の方針に関する契約等はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
トッパン・フォームズ・セントラルプロダクツ株式会社	100百万円	100.0%	インフォメーション・プロセス事業(製造)
トッパン・フォームズ東海株式会社	100百万円	100.0%	インフォメーション・プロセス事業(製造)
トッパン・フォームズ・オペレーション株式会社	100百万円	100.0%	デジタルビジネス事業(システム運用管理サービス)
トッパン・フォームズ・サービス株式会社	50百万円	100.0%	インフォメーション・プロセス事業(製品の配送および保管)
トッパン・フォームズ関西株式会社	50百万円	100.0%	インフォメーション・プロセス事業(製造)
トッパン・フォームズ西日本株式会社	30百万円	100.0%	インフォメーション・プロセス事業(製造)
株式会社トスコ	100百万円	69.7%	デジタルビジネス事業(システムの開発)
TFペイメントサービス株式会社	1,239百万円	84.7%	デジタルビジネス事業(ペイメントサービス)
株式会社ジェイエスキューブ	100百万円	100.0%	プロダクトソリューション事業(機器ソリューション)
トッパン・フォームズ(香港)社	94百万HK$	＊100.0%	グローバル事業(ビジネスフォームの製造および販売)
トッパン・フォームズ(シンガポール)社	1,226千S$	＊100.0%	グローバル事業(機器部品の販売ならびにビジネスフォームの製造および販売)
データ・プロダクツ・トッパン・フォームズ社	133百万ﾊﾞｰﾂ	＊48.0%	グローバル事業(ビジネスフォームの製造ならびにカードの製造・発行)

(注)1. ＊印は、当社の子会社が所有する株式を含んだ比率となっております。

2. データ・プロダクツ・トッパン・フォームズ社につきましては、当社の議決権比率は48.0％ですが、過半数の取締役を当社が指名するため、支配力基準により連結対象子会社となります。

3. 連結対象子会社は上記の重要な子会社12社を含む21社、持分法適用会社は５社であります。

(7)主要な事業所（2022 年３月 31 日現在）

	名　称	所　在
本　社		東京都港区
国内事業所	営業統括本部・本社事業部・東京エリア事業部	東京都港区
	製造統括本部	東京都港区
	東日本事業部	宮城県仙台市
	中部事業部	愛知県名古屋市
	関西事業部	大阪府大阪市
	西日本事業部	福岡県福岡市
国内研究所	中央研究所	東京都八王子市
国内子会社	トッパン・フォームズ・セントラルプロダクツ株式会社	東京都八王子市
	トッパン・フォームズ東海株式会社	静岡県袋井市
	トッパン・フォームズ・オペレーション株式会社	東京都港区
	トッパン・フォームズ・サービス株式会社	埼玉県所沢市
	トッパン・フォームズ関西株式会社	大阪府三島郡
	トッパン・フォームズ西日本株式会社	熊本県玉名市
	株式会社トスコ	岡山県岡山市
	TFペイメントサービス株式会社	東京都港区
	株式会社ジェイエスキューブ	東京都江東区
海外子会社	トッパン・フォームズ（香港）社	中国香港
	トッパン・フォームズ（シンガポール）社	シンガポール
	データ・プロダクツ・トッパン・フォームズ社	タイ

(8)従業員の状況（2022 年３月 31 日現在）

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,651名	39名増	45.8歳	17.5年

（注）上記従業員数には臨時従業員1,776名（パートタイマー、アルバイト）を含んでおりません。

(9)主要な借入先（2022 年３月 31 日現在）

該当する借入先はありません。

(10)その他当社の現況に関する重要な事項

当社は、日本年金機構が発注する帳票の作成及び発送準備業務に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2019 年 10 月８日に公正取引委員会による立ち入り検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、2022 年３月３日、同委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

２．会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2022 年３月 31 日現在）

① 発行可能株式総数　　400,000,000株

② 発行済株式の総数　　115,000,000株

（注）発行済株式の総数には、自己株式（4,003,803株）が含まれております。

③ 株主数　　２名

(2) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
凸版印刷株式会社	110,996	100

（注）1．当社が期末において保有している自己株式4,003千株については、上記の表から除外しております。
また、持株比率は自己株式4,003千株を控除して計算しております。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当ありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

該当ありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当ありません。

４．会社役員に関する事項

(1)取締役および監査役の状況（2022 年３月 31 日現在）

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	伊東　　厚	
代表取締役社長	坂田　甲一	
取締役副社長	岡田　康宏	社長補佐、 営業統括本部長 兼　グローバル事業部担当
専務取締役	福島啓太郎	財務本部長 兼 経営企画本部、総務本部担当
常務取締役	添田　秀樹	企画販促統括本部長
取　締　役	金子　眞吾	凸版印刷株式会社代表取締役会長、東洋インキＳＣホールディングス株式会社社外取締役、タマポリ株式会社代表取締役
取　締　役	ルディー和子	社外取締役、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス社外取締役
取　締　役	天野　秀樹	社外取締役、花王株式会社社外監査役、オリックス銀行株式会社社外取締役、味の素株式会社社外取締役、セイコーホールディングス株式会社社外監査役、公認会計士
取　締　役	澁谷　裕以	社外取締役
取　締　役	小久江晴子	社外取締役
取　締　役	井上　英雄	ＩＴ統括本部長、最高情報責任者 兼 研究開発本部、情報システム本部担当
取　締　役	田中　　孝	製造統括本部長 兼 品質管理本部、調達本部担当
監　査　役	今村　眞二	（常勤）
監　査　役	木下　徳明	社外監査役、公認会計士
監　査　役	佐久間國雄	社外監査役
監　査　役	尾畑亜紀子	社外監査役、弁護士

(注)1．取締役ルディー和子氏、天野秀樹氏、澁谷裕以氏、小久江晴子氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、監査役木下徳明氏、佐久間國雄氏、尾畑亜紀子氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

2．監査役今村眞二氏は、当社の経理部門やグループ会社での経験が豊富であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

3．監査役木下徳明氏は、公認会計士としての長年の経験から財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4．取締役ルディー和子氏、天野秀樹氏の重要な兼職の状況等は、後記「５．社外役員等に関する事項」に記載しております。

5．2021年６月29日開催の第67回定時株主総会において、新たに田中孝氏が取締役に選任され就任いたしました。

6．事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏　名	退任事由	退任年月日
取締役副社長	亀山　　明	辞任	2021 年６月 29 日

7．事業年度中の取締役の役職の異動は次のとおりであります。

氏　名	新	旧	異動年月日
岡田　康宏	取締役副社長	専務取締役	2021 年６月 29 日
福島啓太郎	専務取締役	常務取締役	2021 年６月 29 日

8．事業年度末日後の取締役の役職の異動は次のとおりであります。

氏　名	新	旧	異動年月日
添田　秀樹	代表取締役社長	常務取締役	2022 年４月１日
坂田　甲一	取締役相談役	代表取締役社長	2022 年４月１日

(2)責任限定契約の内容の概要

社外取締役ルディー和子氏、天野秀樹氏、澁谷裕以氏、小久江晴子氏と社外監査役木下德明氏、佐久間國雄氏、尾畑亜紀子氏と当社との間では、定款第 31 条第２項、同第 43 条第２項および会社法第 427 条第１項の規定に基づき、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3)補償契約の内容の概要

該当ありません。

(4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社のすべての取締役、監査役および執行役員。

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等を補償するものになります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合における被保険者が負担する損害賠償金や争訟費用等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

(5)当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）について、その原案について報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して 2021 年２月 24 日開催の取締役会において決定方針を以下のとおり決議いたしました。

1．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値を持続的に向上させることを目指した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬および業績連動報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み固定報酬を支払うこととする。また長期業績連動報酬の性格を持たせるため、業務執行取締役の固定報酬の一部を自社株式取得を目的とする報酬とし、役員持株会を通じた自社株購入に充当するものとする。

2．固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月例の金銭報酬とし、役位別の基本報酬基準額をベースとして、業績および経営に対する貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。

3．業績連動報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、業務執行の成果を示す指標である連結営業利益を指標として決定する。業績連動報酬は賞与として毎年、一定の時期に支給する。

4．固定報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、業績、経営に対する貢献度等を踏まえて決定する。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長が各取締役の固定報酬および業績連動報酬の額について委任を受けるものとし、過半数を独立役員とする諮問委員会の審議を経て決定するものとする。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年６月27日開催の第65回定時株主総会において年額３億5,000万円以内（うち、社外取締役年額 6,000 万円以内）とする固定枠と当期連結営業利益の１％以内とする変動枠の合計額以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10 名（うち、社外取締役は２名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年６月27日開催の第54回定時株主総会において年額7,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は５名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役坂田甲一氏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう構成員の過半数を独立役員とする諮問委員会の審議を経て決定する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

区　分	支給人員（名）	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）	
			固定報酬	業績連動報酬
取締役（うち社外取締役）	13　(4)	342　(46)	307　(46)	34　(―)
監査役（うち社外監査役）	4　(3)	49　(35)	49　(35)	―　(―)
合　　計	17	392	357	34

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当期連結営業利益になります。業務執行の成果を示す指標であることから当該指標を選択しており、また業績連動報酬は業績や経営に対する貢献度等を踏まえて算定されます。当期における連結営業利益実績は9,515百万円です。

3．取締役の員数および報酬には、2021年６月29日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名およびこの者に対する報酬を含めております。

4．2006年５月26日開催の取締役会の決議により役員退職慰労金制度を廃止し、2006年６月29日開催の第52回定時株主総会において、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。当事業年度中において役員退職慰労金の支給はありません。

５．社外役員等に関する事項

(1) 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

取締役ルディー和子氏は、株式会社セブン＆アイ・ホールディングスの社外取締役を兼職しております。当社は同社と営業取引がありますが、当事業年度における同社グループからの売上金額は当社の売上高の１％未満であります。

取締役天野秀樹氏は、花王株式会社およびセイコーホールディングス株式会社の社外監査役、またオリックス銀行株式会社および味の素株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当社は花王株式会社、味の素株式会社およびセイコーホールディングス株式会社の各社グループと営業取引がありますが、当事業年度における各社グループからの売上金額はいずれも当社の売上高の１％未満であります。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主　な　活　動　状　況
取　締　役	ルディー和子	16回開催中 15回出席 (94 %)	―	マーケティング論の専門家としての豊富な経験と知識や培われた見識から、各事業分野の戦略や効率性についての指摘、提言等、主に経営戦略面での実効性の高い監督等に十分な役割と責任を果たしています。
取　締　役	天 野 秀 樹	16回開催中 15回出席 (94 %)	―	会計士としての豊富な経験で培われた高い見識から、投資や費用の適正性、営業利益や利益率に関する指摘、助言等、主に経営管理面からの実効性の高い監督等に十分な役割と責任を果たしています。
取　締　役	澁谷　裕以	16回開催中 16回出席 (100 %)	―	IT分野の専門家としての豊富な経験と高い見識から、社内IT環境の改善やデジタル関連事業の価値向上への発言、提言等、主にIT関連の側面からの実効性の高い監督等に十分な役割と責任を果たしています。
取　締　役	小 久 江 晴 子	16回開催中 16回出席 (100 %)	―	企業コミュニケーション分野の専門家としての豊富な経験と高い見識から、当社の情報発信に対する評価や情報開示に関する発言、提言等、主に企業コミュニケーションの側面からの実効性の高い監督等に十分な役割と責任を果たしています。
監　査　役	木 下 徳 明	16 回開催中 16 回出席 (100 %)	15 回開催中 15 回出席 (100 %)	会計士として、財務会計に関する幅広い見識から、報告事項や決議事項について、適宜質問と意見を述べております。
監　査　役	佐 久 間 國 雄	16 回開催中 14 回出席 (88 %)	15 回開催中 15 回出席 (100 %)	経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、報告事項や決議事項について、適宜質問と意見を述べております。
監　査　役	尾 畑 亜 紀 子	16 回開催中 16 回出席 (100 %)	15 回開催中 15 回出席 (100 %)	法律の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、報告事項や決議事項について、適宜質問と意見を述べております。

６.会計監査人の現況

(1)名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

(2)報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	65百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「SOC2（Type2）保証業務」を委託し対価を支払っております。

(3)会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任することができるものとします。

また、監査役会は、会計監査人の職務執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出することといたします。

(5)責任限定契約の概要

該当ありません。

(6)辞任または解任された会計監査人（株主総会の決議によって解任されたものを除く）に関する事項

該当ありません。

7.業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」として決議した事項は、次のとおりであります。

内部統制システム構築に関する基本方針

1.基本方針

当社は、社会益、会社益、個人益からなる企業理念である「三益一如」の下、総合情報管理サービス企業として社会からの信頼をより強固なものにするとともに、株主をはじめとするステークホルダーの満足度を高めるため、さらなる企業価値・株主価値の向上を目指している。そのために、全ての事業活動を自ら監視し、統制する仕組みを構築し、運用を通じて継続的な改善を図っていくことが最も重要であると認識している。

当社はこれらの達成に向けて会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び子会社の業務執行に関する体制および監査に関する体制を以下のとおり整備し、その実現を図る。

2.業務執行に関する体制

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。

取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」に従ってこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づいて職務を執行することにより、適法性を確保する。また、取締役は反社会的勢力と一切の関係を持たず、不当要求に対しては毅然とした対応をとる。

監査役は、法令、定款及び「監査役会規則」に基づき取締役の業務執行の適法性を監査する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令、「取締役会規則」並びに「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき適切に保存し、管理する。

取締役及び監査役は、これらの情報を必要なときに閲覧できる。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び子会社を取巻くさまざまなリスクを予見しそのリスクがもたらす経営的損失を予防するとともに、そのリスクが具体的な経営危機に発展した場合においても被害の最小化、再発防止策等を効果的に講ずるため、「トッパンフォームズグループリスクマネジメント規程」を制定している。

具体的には、リスクマネジメント担当取締役を委員長とする全社統括ＲＭ委員会の下に、リスクカテゴリーごとの全社横断的なＲＭ専門委員会と各事業部・子会社単位の組織別ＲＭ委員会を設け、それぞれが連携し、個別リスクに対応したマニュアルやガイドライン等を作成し、教育・研修等を通じてその周知徹底を図っている。

また、万一不測の事態が発生した場合は、被害の最小化を図るため本社内に緊急事態対策本部を設け、速やかに情報収集を行うとともに、被害の最小化を図るための対応策を決定し、その実施を統括する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月及び必要に応じて随時開催するとともに、経営上重要な案件を審議する経営会議、並びに経営課題及び事業戦略を討議・共有する役員会を定期的に開催し、経営の意思決定の迅速化と効率的な事業の運営を行う。

また、取締役、従業員が共有する全社的な経営目標（年度計画、中期経営計画）を定め、その達成のため事業部制を導入し、各事業部業績目標と実績を毎月開催される役員会においてレビューし、目標達成を阻害する要因を分析し、その要因を排除・低減する改善を促すことにより、目標達成の確度を高めるとともに、全社的に各業務プロセスにおけるＩＴ化を積極的に推進し、業務の効率性を高める。

(5)従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス基本規程として「トッパンフォームズグループ行動指針」を定め、この周知徹底を図ることで従業員の職務執行の適法性を確保する。そのために、全社統括ＲＭ委員会のもとにコンプライアンス委員会を設置し、総務本部とともに、法令遵守と企業倫理の確立を図る。さらに、各職場における行動指針の浸透を図るため、全社的にコンプライアンス推進リーダーを配置し、各職場における浸透活動を推進する。また、コンプライアンスの一環として、「反社会的勢力排除に関する基本方針」を定め、反社会的勢力の排除及び不当な要求の拒絶のための体制を確保する。

また、事業部門から独立した内部監査部門として内部監査室を設置し、定期的に各事業部における業務執行状況を監査し、その結果を代表取締役、担当取締役及び監査役会に適時報告する。

さらに、法令違反の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うため、「トッパンフォームズグループ内部通報規程」に従い「企業倫理ホットライン」を設置する。

(6)当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての業務の適正を確保するため「国内関係会社管理規程」及び「海外関係会社管理規程」を策定し、この規程に則った経営を推進する。

また、関係会社社長との会議を定期的に開催し、情報の共有化を図るとともに、グループとしてのコンプライアンス体制の整備と経営の効率化に努める。

さらに、当社は方針説明会等により、グループ会社の経営方針及び事業の状況について定期的な検討を行い、適正かつ効率的なグループ経営を実施する。

なお、当社は、親会社の企業理念を共有しつつ、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するにあたっては、必ず取締役会に付議の上、決定する。

3.監査に関する体制

(1)監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役会が、職務を補助すべき従業員を求めた場合は、監査役会と協議の上、必要に応じて監査業務を補助する従業員を配置する。当該従業員の人選等は、監査役会の意見を尊重する。また、監査役会と内部監査部門である内部監査室との間で定期的に情報連絡会を開催し、内部監査機能の充実を図ることで監査役会の監査機能を強化する。

(2)監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

前号に基づき監査業務を補助する従業員を配置した場合、当該従業員の指揮命令権は監査役会に属するものとする。また、当該従業員の人事処遇にあたっては、監査役会の意見を尊重する。

(3)取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うとともに、法令の定める事項のほか代表取締役との協議により定めた報告すべき事項について、取締役から報告を受けることとする。

また、監査役会は、いつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができる。

(4)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査のために必要となる会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、関係会社監査役会を定期的に開催し、グループとしての監査役監査の実効性を高める。

さらに、監査役は、会計監査人や内部監査部門と定期的な会合を持つなど、緊密な連携を図る。

また、必要に応じて会計監査人、弁護士、その他外部の専門家の意見を聞き情報交換を行うなど、連携を図ることができる。

上記業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1)コンプライアンス体制

・コンプライアンス委員会を設置しており、全社のコンプライアンス意識の徹底を図っています。
改定した「トッパンフォームズグループ行動指針」の周知と遵守のため、推進リーダーへの教育を実施し、職場内での読み合わせを行っているほか、法令遵守、不正防止のためのオンライン研修などを実施しています。

・内部監査室では、業務監査およびJ-SOXの観点からの監査を行っており、その結果は都度代表取締役に報告され、必要な改善が図られています。

(2)リスクマネジメント体制

・全社統括ＲＭ委員会を四半期ごと開催し、全社的なリスク管理の推進を図っています。

・「情報セキュリティ」「ＢＣＭ」「品質」「環境」「コンプライアンス」「グローバル」に関するＲＭ専門委員会を設置し、全社統括ＲＭ委員会で活動報告し、承認を受けています。また、各事業部およびグループ会社においても組織別ＲＭ委員会を構成し、各社ごとの「重要リスク」に対応する活動を展開しています。

(3)効率的業務執行体制

・当期は取締役会を16回開催し、併せて経営会議および執行役員会議を開催いたしました。また、営業本部長会議、主力工場長会議等を通じて、営業、製造に関する実績や計画の共有、および施策についての検討を実施しています。

・業務のＩＴ化については、顧客管理・営業支援システムの強化により営業情報の共有化・効率改善・成約率の向上を推進しています。

(4)グループ管理体制

・経営企画本部、財務本部、総務本部を中心にグループ会社の管理体制を構築し、国内・国外の関係会社管理規程に基づき適切に報告を受け、また協議・決議を行っています。

・グループ会社とは年度末に開催する次年度損益計画を策定する会議において、経営方針・経営計画について検討を行い、グループ全体の目標を共有化し、適切かつ効率的な経営を推進しています。また、期中の報告会議において計画の進捗の報告・見直しがなされています。

(5)監査役関連体制

・監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、また、グループ各社の監査役との連絡会議を定期的に開催しており、経営上重要な事項に関する報告を受けるとともに意見交換を行っています。

・監査役は監査役会で各代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針、経営計画、会社の対処すべき課題、監査役監査の環境整備の把握、監査上の重要課題等について意見交換を行っています。

・監査役は全取締役、執行役員と面談を行い、また、従業員に対して適宜事業の報告を求めています。

・監査役は内部監査室と毎月定例連絡会を開催し、監査実施状況の報告を行うとともに、内部統制システムの運用状況について連携して検証を進めています。

・会計監査人とは監査役会で年９回会合を持ち、会計監査・内部統制等について報告を受けています。

(注)1．本事業報告中の記載金額は、単位未満切捨により表示しております。
2．本事業報告中の千株単位の株式数は、千株未満切捨により表示しております。

２０２２年３月期

第６８期　事業報告附属明細書

トッパン・フォームズ株式会社

第 68 期 事 業 報 告 附 属 明 細 書

（自 2021 年４月１日　　至 2022 年３月 31 日）

１．他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は法第 598 条第１項の職務を行うべき者を兼ねる会社役員（会計参与を除く。）についての兼職の状況の明細

事業報告に記載のとおりであります。

２０２２年３月期

第６８期　計算書類

トッパン・フォームズ株式会社

第68期事業年度
（自 2021年４月１日　至 2022年３月31日）に関する
計算書類

(1) 貸　借　対　照　表

(2) 損　益　計　算　書

(3) 株　主　資　本　等　変　動　計　算　書

(4) 個　別　注　記　表

(1)貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**88,771**	**流動負債**	**39,075**
現金及び預金	41,272	支払手形	235
受取手形	3,429	電子記録債務	10,871
売掛金	29,362	買掛金	14,527
契約資産	43	未払金	2,417
有価証券	702	未払費用	5,769
商品及び製品	6,350	未払法人税等	358
仕掛品	169	未払消費税等	597
原材料及び貯蔵品	480	契約負債	268
前払費用	1,283	賞与引当金	1,788
立替金	1,703	役員賞与引当金	32
未収入金	2,801	独占禁止法関連損失引当金	286
その他	1,190	設備関係支払手形	767
貸倒引当金	△19	営業外電子記録債務	941
		その他	213
固定資産	**115,963**	**固定負債**	**1,074**
有形固定資産	**71,921**	資産除去債務	960
建物	34,864	その他	113
構築物	611		
機械及び装置	9,941		
車輌運搬具	58		
工具、器具及び備品	2,581		
土地	22,411	**負債合計**	**40,149**
リース資産	20	**純資産の部**	
建設仮勘定	1,430	**株主資本**	**161,974**
無形固定資産	**5,460**	資本金	**11,750**
ソフトウエア	5,250	資本剰余金	**9,270**
その他	210	資本準備金	9,270
投資その他の資産	**38,581**	利益剰余金	**145,871**
投資有価証券	16,713	利益準備金	**2,619**
関係会社株式	15,661	その他利益剰余金	**143,252**
破産更生債権等	16	別途積立金	106,195
長期前払費用	134	繰越利益剰余金	37,056
前払年金費用	1,898	自己株式	**△ 4,916**
敷金及び保証金	2,422	**評価・換算差額等**	**2,610**
保険積立金	968	その他有価証券評価差額金	2,610
繰延税金資産	408		
その他	467		
貸倒引当金	△110	**純資産合計**	**164,585**
資産合計	**204,734**	**負債・純資産合計**	**204,734**

(2)損益計算書

（自　2021年4月1日　至　2022年3月31日）

（単位:百万円）

売　　上　　高		181,634
売　上　原　価		144,973
売上総利益		36,661
販売費及び一般管理費		33,986
営業利益		2,674
営業外収益		
受取利息	9	
有価証券利息	51	
受取配当金	3,896	
設備賃貸料	5,303	
その他	685	9,946
営業外費用		
賃貸収入原価	4,975	
為替差損	5	
未使用賃借料	890	
その他	750	6,620
経常利益		6,000
特別利益		
投資有価証券売却益	134	
その他	0	134
特別損失		
固定資産除却損	63	
減損損失	1,511	
独占禁止法関連損失引当金繰入額	286	
その他	518	2,380
税引前当期純利益		3,754
法人税、住民税及び事業税	304	
法人税等調整額	134	439
当期純利益		3,315

(3)株主資本等変動計算書

（自　2021年4月1日　至　2022年3月31日）

（単位:百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	11,750	9,270	9,270	2,619	106,195	36,697	145,512	△4,916	161,616
会計方針の変更による累積的影響額						△181	△181		△181
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,750	9,270	9,270	2,619	106,195	36,516	145,331	△4,916	161,434
当期変動額									
剰余金の配当						△2,774	△2,774		△2,774
当期純利益						3,315	3,315		3,315
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									―
当期変動額合計	―	―	―	―	―	540	540	△0	540
当期末残高	11,750	9,270	9,270	2,619	106,195	37,056	145,871	△4,916	161,974

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,780	2,780	164,396
会計方針の変更による累積的影響額			△181
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,780	2,780	164,214
当期変動額			
剰余金の配当			△2,774
当期純利益			3,315
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△170	△170	△170
当期変動額合計	△170	△170	370
当期末残高	2,610	2,610	164,585

（4）個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1） 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法
子会社株式及び関連会社株式	総平均法による原価法
その他有価証券	
a.市場価格のない株式等以外のもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
b.市場価格のない株式等	主として総平均法による原価法

②デリバティブ　時価法

③棚卸資産

a.商品(ｻﾌﾟﾗｲ)・原材料・貯蔵品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）
b.商品(機器)・製品・仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

（2）重要な減価償却資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法の規定に基づく定額法

②無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法の規定に基づく定額法

ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④長期前払費用

均等償却

なお、主な償却期間は5年であります。

（3） 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支給見込額のうち、当事業年度において負担すべき見積額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に未認識過去勤務費用および未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により発生年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(6.5年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

⑤独占禁止法関連損失引当金

独占禁止法に関連した契約違約金等の支払いに備えるため、案件ごとの事実と状況に照らして関連損失の発生可能性を勘案し、支払見込み額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、デジタルビジネス事業、インフォメーション・プロセス事業、プロダクトソリューション事業を営んでおります。

デジタルビジネス事業においては、主にデジタルソリューション、ペイメントサービス、カード・ICタグ関連の製造販売およびサービスの提供を行っております。

インフォメーション・プロセス事業においては、主にBF、DPS、BPOの製造販売およびサービスの提供を行っております。

プロダクトソリューション事業においては、主にサプライ品や情報機器の販売および情報機器に関する保守サービスの提供を行っております。

① 物品の販売

商品及び製品が顧客に到着した時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該商品及び製品が顧客に到着した時点で収益を認識しております。なお、請求済未出荷契約を締結しているものにつきましては、取引価額の一部を残存履行義務(配送および保管サービスに係る業務)に配分して収益を認識しております。情報機器の販売については、機器の性能確認に関して顧客の検収を要するため、検収時点で収益を認識しております。

② サービスの提供

役務提供の完了等により、当社の履行義務が充足されると判断しているため、提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き、売上に応じた割り戻し等を控除した金額で測定しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(6) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計方針等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、当社は、従来国内販売においては主に出荷時に収益を認識しておりましたが、顧客に製品が到着した時点で収益を認識することとしております。また一部保守サービスについて一時点で収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたって認識することとしております。

加えて、請求済未出荷契約について、取引価格の一部を残存履行義務（配送及び保管サービスに係る義務）に配分して収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は47百万円増加し、売上原価は10百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ36百万円増加しております。また利益剰余金の当期首残高は181百万円減少しております。

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

（非上場株式の評価について）

将来的に協業の可能性があるスタートアップも含む非上場のIT関連企業との資本提携（以下、「事業投資」という）を行っております。当該投資は、主に貸借対照表の「投資有価証券」に計上されております。

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

事業投資としての非上場株式の貸借対照表計上額　737百万円

損益計算書計上額　特別損失その他（投資有価証券評価損）　83百万円

2. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

非上場株式については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」における市場価格のない有価証券であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

超過収益力を加味して取得した非上場株式については、1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ50％超低下しており、また実績が取得時点の計画を一定期間下回る等の理由により超過収益力の低下が認められるものについて減損処理を実施しております。

減損処理を実施する場合、実質価額と取得原価の差額を投資有価証券評価損として計上しております。

3. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

超過収益力を加味して取得した非上場株式については、減損処理を行うにあたり、投資先の過去の実績や入手した投資先の事業計画等を基に実質価額を算出し、当該実質価額と取得原価の差額を投資有価証券評価損として計上しております。

4. 翌事業年度の計算書類に与える影響

業績が取得時点の事業計画を下回っている銘柄について、継続して業績が事業計画を下回る場合には、投資有価証券評価損の計上が必要となり、翌事業年度の損益に影響を与える可能性があります。

貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　104,771　百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	6,176	百万円
短期金銭債務	9,545	百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	9,888	百万円
仕入高	80,788	百万円
その他の営業取引高	28,491	百万円
営業外取引高	9,481	百万円

2. 減損損失

当社は、原則として事業用資産については各工場を、遊休資産についてはそれぞれ個別の物件を単位としてグルーピングを行っており、回収可能価額の算定にあたっては、原則として遊休資産は正味売却価額、その他の資産は使用価値を適用しております。

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を1,511百万円計上しております。

場所	用途	種類
浜松工場 静岡県浜松市（注)1	遊休資産	建物、構築物、機械及び装置
静岡・メディア工場 静岡県掛川市（注)1	遊休資産	建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品、土地
西日本流通センター 福岡県糟屋郡（注)2	遊休資産	建物、車両運搬具、工具、器具及び備品
企画販促統括本部 東京都港区（注)3	デジタルソリューション関連資産	ソフトウエア

（注）1. 浜松工場及び静岡・メディア工場の上記資産については、遊休設備の売却方針を見直し、土地の実勢価格から建物解体費用を控除した金額まで帳簿価額を減額したことによるものです。

2. 西日本流通センターの上記資産については、今後使用する見込みのない遊休資産について帳簿価格を備忘価格まで減損しております。

3. 接続先外部システムのサービス停止に伴い、専用に開発したソフトウエアについて回収可能額を零とし、帳簿価格を備忘価格まで減損しております。

なお損失の内訳は、建物1,137百万円、構築物7百万円、機械及び装置0百万円、車両運搬具0百万円、工具、器具及び備品0百万円、土地269百万円、並びにソフトウエア97百万円であります。

3. 独占禁止法関連損失引当金繰入額

当社は、日本年金機構が発注する帳票の作成及び発送準備業務に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2019年10月8日に公正取引委員会の立ち入り検査を受け、2022年3月3日に同委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けております。これにともない、今後、日本年金機構より契約違約金の請求を受ける可能性が生じたため、独占禁止法関連損失引当金繰入額として286百万円を特別損失に計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数
　普通株式　　115,000,000株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数
　普通株式　　4,003,803株

3. 配当に関する事項
（1） 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,387	12.5	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	1,387	12.5	2021年9月30日	2021年12月6日

（2） 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,387	利益剰余金	12.5	2022年3月31日	2022年6月27日

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(2022年3月31日現在)	
繰延税金資産	賞与引当金	547	百万円
	賞与引当金に係る社会保険料	82	
	未払事業税	76	
	減価償却費超過額	310	
	貸倒引当金損金算入限度超過額	39	
	投資有価証券等評価損	186	
	会員権評価損	56	
	資産除去債務	180	
	減損損失	733	
	子会社株式	1,397	
	独占禁止法関連損失引当金	87	
	その他	385	
	繰延税金資産小計	4,084	
	評価性引当額	△2,278	
	繰延税金資産合計	1,806	
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	△1,151	
	前払年金費用	△246	
	繰延税金負債合計	△1,397	
	繰延税金資産の純額	408	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	(2022年3月31日現在)	
法定実効税率	30.6	%
(調整)		
交際費等の損金不算入額	1.5	
受取配当金等の益金不算入額	△29.6	
地方税均等割	2.2	
試験研究費等の特別税額控除	△5.5	
評価性引当額の増減	9.5	
その他	2.9	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.7	

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社における一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な運用は行っておりません。

受取手形及び売掛金にかかる顧客の信用リスクは、得意先情報管理規程および債権等管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式および社債であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれら差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)受取手形	3,429		
△貸倒引当金(※)	△0		
	3,429	3,429	―
(2)売掛金	29,362		
△貸倒引当金(※)	△15		
	29,347	29,347	―
(3)有価証券及び投資有価証券	16,510	16,490	△20
資産計	49,287	49,267	△20
(1)買掛金	14,527	14,527	―
(2)電子記録債務	10,871	10,871	―
負債計	25,398	25,398	―

(※)受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）金融商品の時価の算定に用いた評価技法並びに有価証券に関する事項

①資産

(1)受取手形及び(2)売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

②負債

(1)買掛金及び(2)電子記録債務

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式	905
子会社株式	15,656
関連会社株式	5

関連当事者との取引に関する注記

（単位：百万円）

属性	名称または氏名	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有または被所有割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任（名）	事業上の関係				
親会社	凸版印刷㈱	東京都台東区	104,986	印刷事業	100.0	1 (注)1	印刷物・材料・商品の販売及び購入	製品・商品の販売 (注)2	9,450	受取手形・売掛金	2,816
子会社	トッパン・フォームズ・セントラルプロダクツ㈱	東京都八王子市	100	印刷事業	100.0	1 (注)1	ビジネスフォームの製造委託	仕入 (注)3	30,779	買掛金	3,494
								賃貸収入 (注)4	1,991	未収入金	739
子会社	トッパン・フォームズ東海㈱	静岡県袋井市	100	印刷事業	100.0	1 (注)1	ビジネスフォームの製造委託	賃貸収入 (注)4	1,487	未収入金	58
子会社	トッパン・フォームズ関西㈱	大阪府三島郡	50	印刷事業	100.0	1 (注)1	ビジネスフォームの製造委託	賃貸収入 (注)4	1,080	未収入金	272

取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注）1．上記役員の兼任は、当社役員を対象としており、当社従業員は含まれておりません。

2．一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。

3．当社の顧客への販売価格を基礎として、契約により価格を決定しております。

4．一般的な取引条件を参考として、契約により賃貸料を決定しております。

なお、上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額　　1,482円80銭

1株当たり当期純利益　　29円87銭

収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の(4) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

その他

本計算書類中の記載金額は、単位未満切捨てにより表示しております。

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り）

当社では、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りに関して、新型コロナウイルス感染症は翌事業年度においても引き続き消費動向や企業活動へ影響を及ぼすとの仮定のもと、それに伴う事業環境の変化を反映した将来予測に基づき見積り及び判断を行っております。なお新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りは不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

（連結納税制度の適用）

当社は、当事業年度より当社を連結親法人とする連結納税制度を適用しておりましたが、2021年12月23日に終了した凸版印刷株式会社による当社株式の公開買付けにより、2022年３月１日で凸版印刷株式会社の完全子会社となったため、連結納税制度の適用を取りやめております。